***<大会名><年>***

**帆走指示書（SI）**

**1　規則**

1.1 本大会には、NoR 1 に詳述されている規則が適用される。

1.2 アンパイアが RRS C8.6 に基づいて手続きを行う場合、SI アデンダム D を指針とする。

1.3 NoR 1.3 に加え、RRS は以下のとおり変更される。

1. AP 旗が陸上で掲揚された場合、レース信号 AP の「1 分」は「*<数*>分以降」に置き換えられる。
2. RRS 32を削除し、以下と置き換える：

「スタート信号後、RCはいかなる理由でも、可能な場合には担当アンパイアと協議の上、マッチを中止または短縮することができる」。

1. 数字旗の上に視覚信号が掲揚された場合、その信号はフライト内の当該マッチのみに適用される。これはレース信号を変更している。

**2 帆走指示書の変更**

2.1 SIの変更は、発効する日の*<time>までに*掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する日の前日*<time>までに*掲示される。

2.2 L旗を最新のアメンドメントを示す数字旗の上に、それが発効する日に艇がレース・コースに向け出港するまで、陸上において掲揚する。

2.2 　　SI の変更は水上で行われることがある。その際には、レース委員会船 （RCV）から 音響信号3声とともに第 3 代表旗の掲揚によって信号が発せられる。アンパイアは、これらのレース委員会による変更を、口頭または文書で伝えることができる。

**3 競技者とのコミュニケーション**

NoR 3 に加え、水上でレース委員会は、VHF ラジオ・チャンネル*＜チャンネル＞で*競技者を監視し通信する予定である。

**4 艇とセール**

4.1 艇は*<艇識別>で*識別される。

4.2 ［メインセールには、OAの定めるとおりに、文字又はスキッパー名を表示しなければならない。]

4.3 使用するセールの組み合わせは、RCVから注意信号と共に、またははその前に、信号が発せられる。信号の意味は次の通りである。

**信号　　　使用するセールの組み合わせ**

*＜信号とセールの組み合わせのリスト＞*

**5 フライトおよびマッチ**

NoR 7に加え：

5.1 マッチ対戦表は、SI アデンダム A に詳述される。

5.2 ［次のフライト番号をRCVに表示する。］*または*

［次のフライトと、そのフライトで対戦するマッチをスタート順に、RCVに表示する。］

5.3 RCは、空白のスタートをなくすためにスタートを繰り上げたり、フライトの最後に遅延したマッチのスタートを追加するために、 フライト内のマッチ順を変更することができる。RC または RC に代わってアンパイアが、そのような変更を競技者に口頭で通知する。

5.4 あるマッチが予定時刻にスタートできない場合、後続のマッチの信号とスタートは当初の予定のままとし、スタートしないペアのスタートは空白とする。空白のスタートの予告信号の時刻からスタート信号の時刻までの間、*<describe flag>が*表示される。

**6 コース**

*2つのオプションがある ― オフセット・マークなしと、横流れ潮流用のオフセット・マーク付きコース。両オプション用の6.1, 6.2 の文言がある。*

［6.1　コース形状 （縮尺どおりではな）

風上マーク 'W' o

風下ゲート　 'L' o o

スタート/フィニッシュライン 　o------------------ o ］

6.2 信号と帆走するコース  
コース信号は、予告信号とともに、またはその前に、RCV のバウ*＜またはその場所を記述＞から*掲揚される。  
マーク W は、スターボードに見て回航するものとする。ゲートマークの１つが失われた場合、残りのマークはスターボードに見て回航するものとする。

**［ 信号** **コース**

信号なし\*　　　　スタート - W - L - W - フィニッシュ

S スタート - W - フィニッシュ］

*または*

**［ 信号** **コース**

数字旗 1　　　　　スタート- W - フィニッシュ

数字旗 2　　　　　スタート- W - L - W - フィニッシュ

数字旗 3　　　　　スタート - W - L - W - L - W - フィニッシュ

数字旗 4　　　　　スタート- W - L - W - L - W - L - L - W - フィニッシュ] ]。

*または*

[6.1 ［コース形状　（縮尺どおりではない）

風上マーク 　 'WP o o 風上マーク 　 'WS'

風下ゲート 　 'L' o　 o

スタート／フィニッシュライン　 o------------------ o

6.2 信号と帆走するコース

コース信号は、予告信号とともに、またはその前に、RCV のバウ*＜またはその場所を記述＞から*掲揚される。  
グリーンの場合、マークWPとWSをスターボードに見て回航するものとする。  
レッドの場合、マークWSとWPをポートに見て回航するものとする。  
ゲートマークの１つが失われた場合、残りのマークはWSとWPと同じ方向に回航するものとする。

**信号** **コース**  
グリーン スタート - WP – WS – L – WP – WS - フィニッシュ   
グリーン＋S スタート - WP – WS - フィニッシュ   
レッド スタート- WS – WP – L – WS – WP - フィニッシュ・  
レッド＋S スタート- WS – WP - フィニッシュ  
マークWPとWSは同時に設置されることがある。]

**7　マーク／スタート＆フィニッシュ・ライン**

7.1　　マーク ［W］［WP］［WS］［L］は*<説明>* である。

7.2 SI 8 に規定される変更マークは、*<description>*とする。*変更マークまたは複数から成る変更マークを記述する。*

7.3 コースを風上方向に見て、スタート＆フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるRCVのオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端にある*<description>の*コースサイドの間である。

**8 コースの次のレグの変更**

8.1 ［コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、元のマークまたはフィニッシュ・ラインを新しい位置に移動する］［コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを動かし）、実行可能になり次第、元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、元のマークと置き換える］。

RRS 33 およびレース信号を以下のとおり変更する。

(a)　C旗が色つきの旗またはボードとともに揚がる場合は、「風上マークが移動された。旗またはボードと同じ色のマークに向かえ」を意味する。

(b)　スタート後のコース変更が一部のマッチのみに影響する場合は、該当する数字旗で指定される。

8.2　　(a)　コース変更が第1レグで行われる場合、影響を受ける各マッチの準備信号とともにRCVから信号が掲揚される。準備信号の後に一連の反復音信号が続く。

(b)　第1レグ終了後にコース変更の信号が発せられる場合、マークL付近の船から掲揚される。

**9 障害物**

次の［物体］［線］［区域］は障害物として指定される。この帆走指示書の違反は、艇による抗議の対象とはならないが、RRS C8.2 に基づくアンパイアによる処置の対象となる。これは RRS C6.2 と C8.2 を変更している。

(a) 　RCV のアンカー・ラインのキール深度直下にブイを取り付けることがある。艇は、いかなる時もこのブイと RCVの間を通過してはならない。この区域は障害物として指定される。このブイはアンカー・ラインの一部であり、スタート・マークの一部ではない。

(b) 　＜*その他の障害物／禁止区域／コース制限を記述する＞*。

**10 破損と修理のための時間**

10.1 フライトの注意信号の前、もしくはフィニッシュ後2分以内、または新しい艇に乗り換えた後5分以内のいずれか遅い時点までに、艇は［L旗］［＜*他の旗＞*］を掲揚することにより、艇やセールの破損や損傷、またはクルーの負傷を知らせ、次のスタートを遅らせるよう要請することができる。その艇は、別段の指示がない限り、できるだけ早くRCVの風下近くに進み、そこに留まらなければならない。

10.2 修理に許される時間は、RCの裁量による。

10.3 フライトの注意信号の後は、破損によるマッチの延期や中止はしない。ただしSI 10.1で定められた通りに破損の信号が掲揚された場合を除く。

10.4 RRS62.1(b)が適用される場合を除き、認められた時間内に修理を終えられなかったこと、または注意信号後の破損は救済の根拠としてはならない。これはRRS 62を変更している。

**11 タイム・リミット**

11.1 相手艇がコースの帆走をし終えてから5分以内にフィニッシュしない艇には、0点の得点を記録する。これは RRS 35 を変更している。

**12　　リスク・ステートメント**

NoR 13 を参照のこと。

**SI アデンダム A – 参加資格のあるスキッパーのリストおよび対戦表／ノックアウト表**

**SI アデンダムB － 艇の取扱い規則**

**1　全般**

**[NP]** ここに記載以外の制限や指示が、RC から、またはアンパイアを通じて、口頭で艇に与えられることがある。第3代表旗は必要としない。

**2 [NP] 禁止されるアイテムとアクション**  
緊急時もしくは損傷や傷害を防ぐため、またはアンパイアにより別の指示があった場合を除き、以下の事項は禁止される。

2.1 支給された装備への追加、省略、変更。

2.2 意図された目的または特に許可された目的以外のために、装備を使用すること。

2.3 RCの許可なく装備を交換すること。

2.4 重大な損傷を引き起こすことが予測されるような方法で艇を帆走させること。

2.5 それ自体を使用しているときを除き、通常の保管位置から装備を移動すること。

2.6 事前の許可なく艇に乗りこむこと。

2.7 必要なダメージ・デポジットを支払わずに、またはRCの許可を得ずに、あるいはレース日に陸上で「AP」が掲揚されている間に、バースまたは係留場所から艇を出すこと。

2.8 艇を上架したり、または喫水線以下の表面を清掃したりすること。

2.9 ハルやデッキに直接パーマネントインクでマーキングすること。または残痕が残るようなテープの使用／ガムテープの使用。

*以下の各項目が、使用する艇に適しているかどうかを確認すること*

2.10 フラットナーをリーフとして使用したりリーフ・ラインをアウトホールとして使用したりすること。

2.11 ライフラインのテンションを調整すること。

2.12 フォアセール・シートをクロス・ウィンチングすること。

2.13 ウインチにシーティングする前に、ヘッドセール・カーやターニング・ブロックを省略すること。

2.14 バックステイを除くスタンディング・リギングのテンションを調整または変更すること。

2.15 ウィンチを使ってメインシート、バックステイ、バングを調整すること。

2.16 フォアセイルをウィングアウトするためにスピネーカー・ポールを使うこと。

2.17 スピネーカーの布地にラインを取り付けること。

2.18 たとえテルテールを取り付けるためであっても、セールに穴をあけること。

2.19 無線通信（携帯電話を含む）。ただし、損傷の報告またはRCからの要請に応じる場合を除く。

2.20 SI C3.1で許されている場合を除き、電子機器を使用すること。

2.21 スタート信号の後、数秒以上クロース・ホールドで帆走しているとき、メインブームの位置は、コックピットフロアのブロックから出るメインシートとバングのみを用いてコントロールしなければならない。*これは、メインシート・トラベラーを持たない艇のためのオプションであり、クルーがメインブームを持って風上に保持することを避けるためである。*

2.22 タックやジャイブを容易にするため、またはクルー・メンバーが艇外に乗り出すのを助けるために、下部のボトル・スクリュー（ターンバックル）より上のシュラウド（インナー・シュラウドを含む）を使用することは禁止される。

2.23 コースのマーク WP と WS の間のレグで、バウがレグの終わりのマークから2 艇身以内になるまで、スピネーカー・ヘッドをメイン・ブームのグースネックより上に持ってくること。*これは、オフセット・マークが使用されている場合に、艇がスピネーカーの損傷を防ぐためのオプションである。*

2.24 スピネーカーをセット、展開または取り込む過程にあるときを除き、バウスプリットを伸ばした状態にすること。バウスプリットは、スピネーカーを取り込んだ後、最初の妥当な機会に完全に引き込まなければならない。バウスプリットを完全に引き込まない艇には、警告を与え、誤りを正す機会を与えることができる。*これは、艇が引き込み式バウスプリットの場合にのみ使用されるべきである。*

2.25 スピネーカーをセットしないで回航マークのゾーンに入った後、コースの新しいレグに入る前にバウスプリットを伸ばすこと。*これは、艇が引き込み式バウスプリットの場合にのみ使用されるべきである。*

2.26 SI < B 2.16, 2.21, 2.22, 2.23, 2.24,2.25 > の違反は、RRS C8.2 に従ったアンパイアによる処置の対象となる。これはRRS C6.2およびC8.2を変更している。

**3　　許されるアイテムとアクション** － 以下の事項は許される。

3.1 以下の装備を搭載すること。

(a) 基本的な手工具

(b) 粘着テープ

(c） ライン（伸縮性のものか、そうでなければ直径4mm以下のもの）。

(d) マーキング・ペン

(e) テルテールの材料

(f) 手持ち用コンパス、時計、タイマー、GoProなどの小型個人用映像機器

(g) シャックル及びクレビス・ピン

(h) ベルクロ・テープ

(i) ボースン・チェア

(j) 予備フラグ

3.2 3.1のアイテムを以下のために使用すること。

(a) ライン、セール、シートが絡まるのを防止する

(b) テルテールの取り付け

(c) セールの損傷や艇外への落下を防ぐ

(d) コントロールのセッティングをマークする

(e) 軽微な修理や許容される調整を行う

(f) 付則C6のとおりに信号を発するため

(g) 個人の安全

3.3 スピネーカー・シート・キャッチャーをバウに取り付けること。ただし、艇の長さを100mmを超えて伸ばすことがないこと、かつ取り外した後に修理を必要としないことを条件とする。

3.4 メインシートの巻き数を変更すること。

**4　　義務であるアイテムとアクション** － 以下の項目は許される。

4.1 たとえ損傷や損失がなかった場合でも、艇を離れる前にダメージ・レポートを作成し、RCに提出すること。レポートには、今後のマッチにおいて艇の損傷や不利益をもたらす可能性のある事項の証言が含まれていなければならない。水上で艇の乗り換えが行われる場合は、口頭で速やかにRCに報告すること。

4.2 セーリングした各日の終了時：

(a) 指示されたとおりにセールをたたみ、バッグに入れ、しまうこと

(b) その日に始めに乗り込んだときと同じ清潔な状態にして艇を離れること

(c) バックステイのテンションを解放すること

4.3 最終日の終わりには、固有の艇について、艇（キャビンとデッキ）の清掃、すべてのゴミの除去、すべてのテープやマークの除去を行うこと

4.4　 艇の装備に関する変更の要求は、いかなるものであれ書面にて行い、文面はイエス／ノー で回答できるものでなければならない。

4.5 バースや係留地から離れる際や戻る際に、速度制限や航路標識などの規制を遵守すること。

4.6 レース中、エンジンのギア・レバーを後進位置にしておくこと。

4.7　4.2項および4.3項の違反はダメージとみなされ、是正のための費用はダメージ・デポジットから差し引かれる。

**SI アデンダム C – 装備品リスト**

*セーリングする艇に合わせて、リストを修正すること。*

OAが提供する以下の非固定のアイテムは、セーリング中、常に所定の場所に搭載すること。失った場合は、日々のダメージ・レポートで報告しなければならない。

**セールとセーリング用装備品**

メインセール、バテン一式

小型ヘッドセール

大型ヘッドセール

スピネーカー

ウィンチ・ハンドル1本

スピネーカー・ポール1本

スピネーカー・シート2本

ヘッドセール・シート2本

ティラー・エクステンション

ジェノア・カー

**安全備品**

消火器

ライフ・ジャケット　各クルー・メンバー用

セーフティー・ハーネス

ボースン・チェア

懐中電灯

フォグホーン

ボート・フック

救急箱

バケツとラニヤード

フレア

ライフ・リング

ビルジ・ポンプ

**工具**

付属の工具類

**グランド・テークル**

アンカーとチェーン

アンカー・ライン

**ムアリング・ラインとフェンダー**

ムアリング・ライン2本

フェンダー2個

**ギャレー備品**

ランチ・ボックス

主催者より提供されたもの

**燃料と水**

主催者より提供されたもの

**SI アデンダム D － 損傷に対するペナルティー**

**マッチレースにおける艇間の接触の結果生じた損傷に対するペナルティー**

付則 C6.6 および C8.6は、艇がRRS14に違反した場合にアンパイアまたはプロテスト委員会がペナルティーを決めることを認めている。この文書は、損傷をどのように査定するかを説明し、適切なペナルティーに関する一般的な指針を与えるものである。プロテスト委員会が妥当な理由を認めた場合には、異なるペナルティーを適用することがある。

損傷は下表のように3段階に分けられる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **レベル** | **エクステント** | **効果** |
| レベルA – 　マイナー・　　ダメージ | 艇の価値、全体的な外観、正常な運航に顕著な影響がない。 | 艇は修理せずにレースできるが、大会後に軽度の表面加工が必要な場合がある。修理には通常1時間以上かかることはない。 |
| レベルB - 　ダメージ | 艇の価値および/または全体的な外観に影響がある。 | 損傷はそのレースにおける艇の正常な運行に影響を与えないが、再びレースするまでに何らかの（一時的な）作業を必要とする。1時間以上の作業を必要とするが、通常は3時間以上の作業は必要としない。 |
| レベルC - 　メジャー・　　ダメージ | 艇の正常な運航が損なわれ、その構造的完全性が損なわれた可能性がある。 | 艇が再度レースするために一定の修理が必要である。3時間より多くの作業が必要とされる。 |

**ポイント・ペナルティー － 審問なしに適用される（これはRRS C8.6を変更している）。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **レベル** | **ラウンドロビン** | **ノックアウト** |
| **A** | なし | なし |
| **B** | 半ポイント | 4分の3ポイント |
| **C** | １ポイント | １ポイント |

両艇が RRS14 に違反した場合、両艇ともポイント・ペナルティを受けるべきである。ポイント・ペナルティーが課されたときに競技者が審問を要求した場合、プロテスト委員会は（審問の中で）より重いペナルティーを課すと決定することができる。

**ダメージ・デポジットからの控除**

ダメージ・レベルの査定は、あくまでもポイント・ペナルティーの目的のためであり、競技者のダメージ・デポジットからの控除には一切関係づけない。

いかなるポイント・ペナルティーも、水上でのダメージ・レベル査定に基づく。その後の綿密な検査を受けてダメージ・レベルの査定は、そのレベルが高くなるか低くなるかに関わらず、水上で課されたポイント・ペナルティーに影響を与えることはない。

**SI アデンダム F － コースの制限**